

第9章 認定（特例認定）特定非営利活動法人の罰則

認定（特例認定）法人が、法の規定に違反した場合には、以下の1から3の罰則が設けられています。また、ここに掲げる以外にも、認定（特例認定）法人は、特定非営利活動法人として法第78条から第81条までに掲げる罰則が適用されます。

1 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる場合（法第77条）

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定（特例認定）法人と認定（特例認定）法人でない特定非営利活動法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

2 50万円以下の罰金に処せられる場合（法第78条、第79条）

次の（1）から（4）に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます。

- （1）認定（特例認定）法人でない者であって、その名称又は商号中に、「認定特定非営利活動法人」又は「特例認定特定非営利活動法人」であると誤認されるおそれのある文字を用いた者
- （2）不正の目的をもって、他の「認定特定非営利活動法人」又は「特例認定特定非営利活動法人」であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- （3）正当な理由がないのに、法第65条第4項の規定（→145頁）による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者
- （4）正当な理由がないのに、法第66条第1項（→146頁）の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

3 20万円以下の過料に処せられる場合（法第80条）

以下の（1）から（4）のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます。

- （1）イ 認定（特例認定）法人が、役員の変更をした場合で、所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定（特例認定）法人にあっては所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）への届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
ロ 認定（特例認定）法人が、定款変更（認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をした場合で、所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定（特例認定）法人にあっては所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）への届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
ハ 認定（特例認定）法人が代表者の氏名に変更があった場合で、所轄庁への届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- （2）認定（特例認定）法人が、認定（特例認定）申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きを全ての事務所に備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- （3）イ 認定（特例認定）法人が所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定

(特例認定) 法人にあっては所轄庁及び所轄庁以外の関係知事) への定款の変更に係る登記完了の提出を怠ったとき。

□ 認定(特例認定) 法人が所轄庁(2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定(特例認定) 法人にあっては所轄庁及び所轄庁以外の関係知事) への毎事業年度1回の事業報告書等の提出を怠ったとき。

ハ 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定(特例認定) 法人が、認定(特例認定) の通知を受けたときに、所轄庁以外の関係知事へ行う法第49条第4項に規定する書類の提出を怠ったとき。(法第51条第5項の有効期間の更新の場合、法第63条第5項の合併の認定の場合を含む。)

ニ 認定(特例認定) 法人が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときに、所轄庁以外の関係知事へ行う法第49条第4項に規定する書類の提出を怠ったとき。

ホ 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定(特例認定) 法人が、定款の変更の認証を受けたときに、所轄庁以外の関係知事へ行う法第52条第2項に規定する書類の提出を怠ったとき。

ヘ 認定(特例認定) 法人が法第55条第1項又は第2項の規定に違反して、毎事業年度1回の所轄庁(2以上の区域内に事務所を設置する認定(特例認定) 法人にあっては所轄庁及び所轄庁以外への関係知事) への役員報酬規程等の提出を怠ったとき。

(4) 第64条第1項若しくは第2項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(参考)

* 「罰金」とは

国が個人や法人に科する【刑罰】の一種で、行為者から強制的に財産(金銭)を徴収するものです。罰金の額は、現行刑法では1万円以上と定められています。

なお、同種の【刑罰】に「科料」(かりょう・とがりょう)がありますが、こちらは罰金より小額(現行刑法では1000円以上1万円未満)です。

* 「過料」(かりょう・あやまちりょう)とは

金銭を徴収する【制裁】の一つですが、刑罰である罰金や科料とは異なり、いわゆる行政罰といわれるものです。

なお、読み方が【刑罰】である科料と同じ「かりょう」であるため、科料を「とがりょう」、過料を「あやまちりょう」と呼び分けることがあります。